髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 人

 一
 丁
 目
 2
 2
 日

 毎
 週
 2
 回
 (
 小
 収
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日<

目 次

規	則			~	ページ
(◎過疎地域等における県税の課税免除に	関する	5条例	施行	
	規則の一部を改正する規則				1
告	示				
(○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による医療機関の指				
	定	(福祉	止指導	(課)	1
(○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による指定医療機関				
	の事業の廃止の届出	(")	1
(○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による指定医療機関				
	の事業の休止の届出	(")	1
(◎告示(貸金業法に基づく貸金業務取扱				
	主任者研修の実施に関する事務の委				
	任) の廃止	(経営	営支援	(課)	1
(○保安林の指定予定に係る通知の掲示	(治)	山林道	i課)	1
(○漁船損害等補償法による同意を求める				
	ための事前届出	(漁業	Ě管理	課)	1
(◎告示(県立高等学校の授業料の納入通				
	知書の様式)の一部改正(2件)	(会計	十管理	課)	2
公	—				
(○土地改良区の定款変更の認可	(農業	美基盤	課)	2
(○海洋生物資源の保存及び管理に関する				
	法律による県計画の変更	(漁業	美管理	課)	2
	如県公営企業局管理規程				
(◎杉田ダム操作規程の一部を改正する規	程			3
(◎吉野ダム操作規程の一部を改正する規	程			4
(◎高知県公営企業局組織規程の一部を改	正する	5規程	1	4
	規則				

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第50号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規 則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「ソフトウェア業用設備」を 「情報通信技術利用事業用設備」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第27号)附則第2項に規定する者については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活 保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 有限会社メディ 須崎市緑町 5 - 3 平22・6・1 ファ長山薬局グ

リーンロード店

高知県告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 有限会社メディ 須崎市多ノ郷字浜田甲5748-2 平22・5・31

ファ長山薬局落 合店

高知県告示第413号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日 診療所はまゆう 南国市浜改田1277-1 平22・5・31

高知県告示第414号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第12条の3第10項の規定に基づき東京都港区高輪三丁目19番15号 日本貸金業協会にした貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任を平成22年6月17日をもって廃止したので、平成20年2月高知県告示第72号(貸金業法に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任)は、廃止する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県告示第415号

平成22年6月高知県告示第376号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1) 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1558
- (2) 氏名

森 淳太郎

- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
- (1) 保安林予定森林の所在場所

高岡郡越知町野老山字中川原3846の1、3867の1、3868、6948の1、6952

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第416号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定

漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市 # 高見邦彦勝山遠男

(2) 加入区の名称

沖の島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成22年6月29日から同年7月13日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合沖の島支所

高知県告示第417号

平成4年4月高知県告示第205号(県立高等学校の授業料の納入通知書の様式)の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

「第3条」を「第3条第1項並びに同条第2項並びに第3条の 2第1項及び第3項」に改める。

高知県告示第418号

平成4年4月高知県告示第205号(県立高等学校の授業料の納入通知書の様式)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

様式中「毎月20日」を「毎月25日」に、「5月20日」を「5月 25日」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北川村南部土地改良区の定款の変更を平成22年6月17日に認可した。

平成22年6月29日

高知県知事 尾﨑 正直

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し

実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。 平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成20年の海面漁業・養殖生産量は、111,900トンで、全国の2.0パーセントを占めている(第55次高知農林水産統計年報)。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ34パーセント、21パーセント、30パーセント及び15パーセントとなっている(第55次高知農林水産統計年報)。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす 役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国 的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本 県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、 不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び 国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果た すとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくため には、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
- (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き 続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放

流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。

- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に 定められた数量に関する事項
- (1) 平成21年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(2) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(まさば及びごまさば)

8,000トン

(3) 平成22年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(4) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まさば及びごまさば)

8,000トン

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が 小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋 生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以 下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業

4.000トン

さば釣り漁業

若干

定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋 生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以 下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業

4.000トン

さば釣り漁業

若干

定置漁業及び小型定置漁業 若干

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策 に関する事項

(さんま)

知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める...

(まあじ)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型ま き網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることが ないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく 定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする.

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型ま き網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることが ないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく 定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする.

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく

定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく 定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとす る

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及 び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

公営企業局管理規程

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年6月29日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第18号

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程

杉田ダム操作規程(昭和46年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号クを次のように改める。

ク 有効貯水容量 竣工時 5,800,000立方メートル 第9条第2項中「差引計算」を「差引き計算」に改める。

第11条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改 める。

第13条第3項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第14条第1項中「以下次条」を「次条第2項」に改め、同条第

2項中「以下「局長」を「別表第1を除き、以下「局長」に、 「別表第1(2)項」を「同表(2)項」に改める。

第16条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第20条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「法第45条」を「、法第45条」に改める。

第21条から第23条までの規定中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第14条、第19条、第20条関係)

	通知の相手方		通知の方	
	名称	担当機関の名称	法	
(1)	高知県和長 南国市市長 香美知県 香美知長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男長 高男	高知県中央東土木事務所 南国市総務課 香南市防災対策課 香美市防災対策課 高知県香美警察署地域課 高知県南国警察署地域課 高知県南国警察署地域課	加入電話 " " " "	
(2)	四国地方整備局 長	高知河川国道事務所河川 管理課	加入電話	

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第17条関係)

観	観測又は測定の回数	
気象	ダム地点における気温、気圧、風 向及び風速	毎日
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の 水温	毎日
ダムの状況	漏水水温、揚圧力及び漏水量	毎月2回
貯水池内及び	年1回	

附則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年6月29日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第19号

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程

吉野ダム操作規程(昭和46年高知県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、並びに」を「並びに」に改める。 第3条第2号クを次のように改める。

ク 有効貯水容量 竣工時 500,000立方メートル 第9条第2項中「差引計算」を「差引き計算」に改める。

第11条中「次の各号の一に」を「、次の各号のいずれかに」に 改める。

第13条第3項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第14条第1項中「以下次条」を「次条第2項」に改め、同条第2項中「以下「局長」を「別表第1を除き、以下「局長」に、「別表第1(2)項」を「同表(2)項」に改める。

第15条第2項中「約2分間」を「約2分間行うものとする。」に改める。

第16条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第20条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「法第45条」を「、法第45条」に改める。

第21条から第23条までの規定中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第14条、第19条、第20条関係)

	通	通知の方	
	名称	担当機関の名称	法
(1)	高知県知事 香美市長 高知県香美警察 署長	高知県中央東土木事務所 香美市防災対策課 高知県香美警察署地域課	加入電話 " "
(2)	四国地方整備局 長	高知河川国道事務所河川 管理課	加入電話

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第17条関係)

観	観測又は測 定の回数	
気象	ダム地点における気温、気圧、風 向及び風速	毎日
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の 水温	毎日
ダムの状況	揚圧力	毎月2回
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		年1回

附 則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

平成22年6月29日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第20号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表診療部の項中「小児科 小児アレルギー科」を「小児科」に改める。

附則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。